

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の給与の臨時特例に関する規程

平成 24 年 6 月 26 日
規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（平成 16 年規程第 56 号。以下「給与規程」という。）の特例を定める。

(職員給与規程の特例)

第 2 条 この規程の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、給与規程第 6 条第 1 項各号に掲げる基本給表の適用を受ける職員に対する基本給月額（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成 18 年 4 月 1 日施行。以下「平成 18 年改正規程」という。）附則第 9 項の規定による基本給を含み、当該職員が給与規程第 29 条第 1 項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた基本給月額（平成 18 年改正規程附則第 9 項の規定による基本給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給にあたっては、基本給月額から、基本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる基本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

基本給表	職務の級又は号俸	割合
教育職基本給表	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級及び 4 級	100 分の 7.77
	5 級以上	100 分の 9.77
一般職基本給表	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 6 級まで	100 分の 7.77
	7 級以上	100 分の 9.77
医療職基本給表	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 6 級まで	100 分の 7.77
	7 級	100 分の 9.77
指定職基本給表	全ての号俸	100 分の 9.77

2 特例期間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給にあたっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 地域手当 当該職員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (5) 給与規程第30条第1項から第5項までの規定により支給される給与当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
 - イ 給与規程第30条第1項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 給与規程第30条第2項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 給与規程第30条第3項 前項及び第2号に定める額に、同条第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 給与規程第30条第4項又は第5項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第4項又は第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 特例期間においては、給与規程第21条から第22条の2まで及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与規程第26条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、同条の規定により算出した給与額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 4 特例期間においては、給与規程附則第6項の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第2号から第5号まで及び前項の規定の適用については、第1項中「基本給月額に」とあるのは「基本給月額から給与規程附則第6項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号中「基本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「基本給月額に対する地域手当の月額から給与規程附則第6項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与規程附則第6項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与規程附則第6項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号ハ中「前項及び第2号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び第2号」とする。

(端数計算)

第3条 この規程により給与の支給にあたって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。